

第7回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成26年9月1日（月） 午後2時00分から午後3時10分まで

2 開催場所

東901会議室（東館9階）

3 出席した委員

佐野真一郎委員、伊藤博文委員、近藤和代委員、三井新太郎委員、権田隆実委員

4 説明を行うため出席した職員

行政課長 木和田治伸、行政課主幹 小林正彦、行政課長補佐 小林康之、行政課専門員 野中知加子、行政課情報公開グループ 石田哲久、同 大前範昌 同 吉村康平

5 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 委員自己紹介、実施機関自己紹介
- (2) 会長の互選、職務代理者の指名
会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員
- (3) 会議録の公開について
公開とする。
- (4) 個人情報保護事務の仕組みと運営審議会の役割について

2 番号制度、特定個人情報保護評価制度の概要説明

- (1) 番号制度概要説明
- (2) 特定個人情報保護制度概要説明
- (3) 今後の予定説明
住民基本台帳システムに関して第三者点検を行う。11月頃にパブリックコメント
手続を実施し、全項目評価書を修正のうえで12月頃に第三者点検を行う。
- (4) 質疑応答

番号制度について

委員	住民基本台帳カードが存在する間は個人番号カードに切り替えることはできないのか。個人番号カードに切り替えるのに手数料はかかるのか。
実施機関	切り替えは可能である。個人番号カードの利便性が上がるにつれ、切り替えの数も増加すると思われる。個人番号カードの利用促進のために手数料を無料にするよう国には依頼しているが、国は未だ正式に決定していない。
委員	マイポータルを利用するには個人番号カードが必要なのか。
実施機関	個人番号カードとパスワードが必要である。
委員	国が番号を付番するのか。外国人にも付されるのか。
実施機関	国が住民基本台帳番号をもとに作成した個人番号を全国民に付する。日本人に限らず、日本に中長期滞在する外国人にも個人番号が付番される。

特定個人情報保護評価について

委員	資料にパブリックコメント手続きが2か所あるが違いは何か。
実施機関	一方は個人情報保護条例、他方は特定個人情報保護評価書に関するパブリックコメント手続きである。前者に関しては、来年3月にパブリックコメントを募集し、6月議会に上程する予定である。後者に関しては、11月までにパブリックコメント手続きを実施し、住民基本台帳の全項目評価書を修正した後、12月に第三者点検を行う。
委員	豊橋市と他市で評価が異なることはあるのか。
実施機関	自治体により個人情報の取扱業務、取扱対象、システムなどが異なる。したがって、点検内容も自治体ごとに異なることになるので、評価内容が異なることもありうる。
委員	特定個人情報保護委員会とはどういう機関なのか。
実施機関	国の機関である。市の審議会が住民基本台帳に関する全項目評価書について第三者点検を行った後、市が特定個人情報保護委員会に送る。

委員の意見

- ・情報漏えいが一番危険であるが、どれだけ措置を講じても漏えいしてしまうのが現実である。常に最善を尽くすしかない。職員啓発や各種事例のフィードバックを行うことが必要である。
- ・なり済ましが大変危険である。個人番号カード発行の段階で別人に発行してしまうと、芋づる式に個人情報が漏えいしてしまう。カード交付の際に面会するときに、写真等による本人確認をするのはもちろんであるが、他にも様々な方法を検討する必要がある。